

事務連絡  
令和4年4月28日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添7までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

また、令和4年3月4日付官報（号外第46号）に掲載された令和4年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添8のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発0304第1号）（別添1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号）（別添2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第3号）（別添3）
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第4号）（別添4）
- ・「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について（令和4年3月4日保医発0304第5号）（別添5）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（令和4年3月25日保医発0325第1号）（別添6）
- ・「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について（令和4年3月25日老老発0325第1号、保医発0325第2号）（別添7）

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める  
掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医  
薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について  
(令和4年3月4日保医発0304第5号)

第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第2、第2の2及び  
第3並びに医薬品等告示関係）

24 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多  
焦点眼内レンズの支給に関する事項

- (1) 本制度は、患者の要望に従い、患者の自己の選択に係るものとして、白内障に対する水  
晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給について、眼鏡  
装用率の軽減に係る費用に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収することが  
できることとしたものである。
- (2) 関係学会から示されている指針に基づき、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レ  
ンズの支給を適切に実施すること。
- (3) 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズとは、白内障に罹患している患者に対  
する水晶体再建において水晶体の代用として視力補正を目的に挿入されるものであって、多  
焦点機構を有する後房レンズとして医薬品医療機器等法上の承認（同法第23条の2の5第  
1項又は第23条の2の17第1項による承認）を受けた眼内レンズのうち、眼鏡装用率又は  
眼鏡依存度の軽減効果を有するとして承認されたもの又は令和2年3月31日までに先進医  
療において眼鏡装用率の軽減効果を有すると評価されたものであること。
- (4) 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金の徴  
収を行おうとする保険医療機関は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、  
(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分か  
りやすく掲示しておかなければならないこと。
- (5) 保険医療機関は、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズを支給するに  
当たり、あらかじめ患者に対し、本療養によって生じうる利益及び不利益並びに費用に関し  
て明確かつ懇切に説明を行い、患者の自由な選択に基づき、文書によりその同意を得るもの  
とし、この同意の確認は、特別の料金等を明示した文書に患者側の署名を受けることにより  
行うこと。
- (6) 患者から眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る費用徴収を行  
った保険医療機関は、患者に対し、保険外併用療養費の一部負担に係る徴収額と特別の料金  
に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当該費用徴収に係る領収書を交付する  
ものとする。
- (7) 特別の料金については、保険医療機関における眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼  
内レンズの費用から医科点数表に規定する水晶体再建術において使用する眼内レンズ(その

他のものに限る。)の費用を控除した額に、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に必要な検査に係る費用を合算したものを標準として、社会的にみて妥当適切な範囲の額とすることとする。なお、当該検査に係る費用については、医科点数表に規定する基本点数をもとに計算される額を標準とすること。

(8) 特別の料金等の内容を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式 18 により地方厚生(支)局長にその都度報告すること。また、患者から特別の料金を徴収した保険医療機関については、毎年の定例報告の際に、その実施状況について、地方厚生(支)局長に報告すること。